

Shikashin REPORT

2014 年 ディスクロージャー

平成 25 年度 事業報告



神奈川県歯科医師信用組合

組合員、歯科医師会会員の皆さまには、日頃より格別のご愛顧を賜り心から御礼申し上げます。

この度、平成25年度における業績と経営内容を「しかしんREPORT2014」として取り纏めができましたので、当組合へのご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

神奈川県歯科医師信用組合は、歯科医業界における相互扶助の精神に基づいて神奈川県歯科医師会をはじめとする関係諸団体各位ならびに組合員各位のお役に立つ金融機関となることを目指しております。

尚、経営の健全性の確保と経営基盤の強化を目的とし、平成26年5月に川崎支店並びに相模原支店を本店及び平塚支店に店舗統合を実施いたしました。今後も、皆さまにより充実した金融サービスを提供できるよう、役職員一同、努力を重ねてまいりますので、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



平成26年7月
理事長／後藤 哲哉

当組合のあゆみ(沿革)

昭和25年 2月 神奈川県歯科医師信用購買利用組合から改組設立
35年 7月 創立10周年記念式典
50年11月 本店改築落成
53年 3月 平塚支店開設
11月 預金量100億円達成
55年 2月 創立30周年記念式典
57年11月 川崎支店開設
58年 9月 貸出金100億円達成
62年10月 新県歯会館に本店移転
平成 1年 3月 預金量200億円達成
2年 2月 創立40周年記念式典
6年12月 相模原支店開設
8年 8月 貸出金200億円達成
9年 9月 預金量300億円達成
10年 1月 管理棟落成
12年 2月 創立50周年記念式典
16年12月 インターネットバンキング業務開始
17年 1月 決済用預金取扱開始
20年 6月 会計監査人と監査契約締結
21年 6月 後藤哲哉理事長就任
22年 2月 創立60周年
26年 5月 川崎支店および相模原支店を本店および平塚支店に店舗統合

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(平成26年7月現在)

理 事

理 事 長	後藤 哲哉	常務理事	山本 宗弘
専務理事	大場 芳行	理 事	有近 徳幸
常務理事	増田 紀男	理 事	浅川 章光
常務理事	高橋 民男	理 事	小田嶋 千里
常務理事	大貫 康雄	理 事	萩原 学

◇当組合は、職員出身者以外の理事8名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

監 事

監 事	矢島 肇
員外監事	清水 健雄
常勤監事	西郷 明弘

組合員の推移

(単位:人)

区 分	平成24年度	平成25年度
個 人	4,077	4,106
法 人	296	303
合 計	4,373	4,409

目次

ご あ い さ つ	2	主要な経営指標の推移	8	貸出金業種別残高・構成比	12
沿 革 ・ あ ゆ み	2	自己資本の充実の状況	9	貸 倒 引 当 金 の 内 訳	12
役 員 一 覧	2	資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	11	貸 出 金 償 却 額	12
事 業 方 針	3	総 資 産 利 益 率	8	有価証券種類別平均残高	12
平成25年度トピックス	3	総 資 金 利 鞘 等	8	有価証券種類別残存期間別残高	12
経営環境・事業の概況・展望と課題	3	有価証券、金銭の信託等の評価	10	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	13
機 構	3	その他業務収益の内訳	11	リスク管理債権及び同債権に対する保全額	13
総 代 会 に つ い て	4	預 貸 率 お よ び 預 証 率	11	法 令 遵 守 体 制	14
報 酬 体 系 に つ い て	14	1店舗当りの預金および貸出金残高	11	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	14
一 資 料 一		常勤役職員1人当りの預金および貸出金残高	11	リ ス ク 管 理 体 制	15.16
組 合 員 の 推 移	2	預 金 種 目 別 平 均 残 高	11	資料編	17.18.19.20
貸 借 対 照 表	5	預 金 者 別 預 金 残 高	11	代 理 貸 付 残 高	21
損 益 計 算 書	7	財 形 貯 蓄 残 高	11	内 国 為 替 取 扱 実 績	21
剰 余 金 処 分 計 算 書	7	定 期 預 金 種 類 別 残 高	11	事 業 の ご 案 内	21
粗 利 益	8	貸 出 金 種 類 別 平 均 残 高	12	手 数 料 一 覧	21
経 費 の 内 訳	8	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	12	地 区 一 覧	24
役 務 取 引 の 状 況	8	貸 出 金 金 利 区 分 別 残 高	12	地 域 貢 献	22.23
受取利息および支払利息の増減	8	消費者ローン・住宅ローン残高	12	索 引	24
業 務 純 益	8	貸 出 金 使 途 別 残 高	12		

事業方針

■経営理念……地域社会の歯科保健医療の向上に貢献します。

神奈川県内の歯科医師とその関係者のため、相互扶助の精神に基づく金融の円滑化を通じて経済活動を促進し、且つその経済的地位の向上をめざしつつ、歯科医業の発展を図ることにより、地域社会の歯科保健医療の向上に貢献します。

■経営方針……経営の健全性と確固たる経営基盤を強化し歯科医療界の発展に寄与します。

1. 経営の健全性

組合員の皆様に手軽に安心してご利用いただける信頼される信用組合として健全経営をめざします。

このため、組合員のニーズにあった経営姿勢により、商品開発や資金の需要におこたえします。

融資信用リスクについては、審査管理体制を強化します。

なお、収益の向上を図るため一層の経営の合理化、効率化に努めるとともに、余資の運用は市場リスクの排除に努め、安全な運用を図ります。

2. 経営基盤の強化

業域信用組合としての特性を活かし、組合員と県歯科医師会や地域歯科医師会及び関係団体との交流により、相互理解を深め、金融の円滑化を通じて確固たる経営基盤の強化を確立します。

3. 事業の展望

組合の事業計画達成のため、預金・貸出金の増加を図り、かつ効率的な余資の運用により健全経営を基本に適正な利潤を確保し、事業の推進を図ります。

4. 人材の育成

職員の資質の向上を図り、お客様から、さらに信頼されるよう、人材の育成に努めます。

5. 法令やルールの厳格な遵守

法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を行います。

なお、コンプライアンス体制を確立し、誇りをもって、働ける職場環境づくりをめざします。

平成25年度 経営環境・事業概況

経営環境

国内経済は、海外経済の持ち直しや日本銀行の量的・質的金融緩和による円安継続を背景に、景気回復に向けた動きが広がりました。物価上昇懸念等により消費者マインドはやや弱まる場面が見られたものの、雇用・所得環境の改善や消費税率引上げ前の駆け込み需要等により、個人消費は底堅く推移し、全体として緩やかな回復基調が継続しております。

金融面では、日経平均株価は、米国量的緩和策の早期縮小懸念等により一時1万2千円台まで下落しましたが、円安継続による企業収益の改善期待等を背景に、期末は1万4千円台となりました。長期金利の指標となる新発10年物国債利回りは、期初は0.5%台でスタートし、一時0.9%台に上昇するなど大きく変動する局面もありましたが、次第に落ち着いた動きとなり、期末は0.6%台となりました。

3か年の中期経営計画(平成25年度～平成27年度)に基づいた「収益基盤の構築」「健全性基盤の構築」「組織能力の向上」の3つの基本方針を中心とした経営基盤の強化に努めることとしました。

業域信用組合の強みを生かした渉外活動による取引先の情報収集により、ニーズに迅速な対応ができる人材の育成に努め、健全で信頼される金融機関を目指してまいります。

事業概況

平成25年度の経済はアベノミクス効果もあり、個人消費や公共投資などの内需は回復傾向にあり、景気は緩やかに回復しつつありましたが、歯科業界ではいまだに設備投資意欲の回復傾向はみられない中、当組合は本来業務である融資について医療整備ローンや住宅資金等を中心とし積極的に推進いたしました。その結果、貸出金残高は前期比で4億45百万円増加致しました。一方、預金・積金については長引く低金利の状況から少しでも金利の高い商品へシフトする傾向が見られ前期比で4億58百万円減少しました。平成25年度決算は42百万円の利益を計上することができました。

また、自己資本の強化策の一環として昨年に引続き出資金の増強を実施し、自己資本比率は前年比で0.01%上昇の6.39%となりました。

業域信用組合として、目利き能力を発揮して歯科業界の資金ニーズに応えるとともに、経営改善の支援、開業の支援、事業再生の支援などコンサルティング機能を一層発揮すること、また、適正な収益を確保するために、貸出金の増強を行うとともに、金利上昇等の適切なリスク管理に努めてまいります。

そして、業域信用組合の強みを生かした渉外活動による取引先の情報収集により、ニーズに迅速な対応ができる人材の育成に努め、健全で信頼される金融機関を目指してまいります。

トピックス

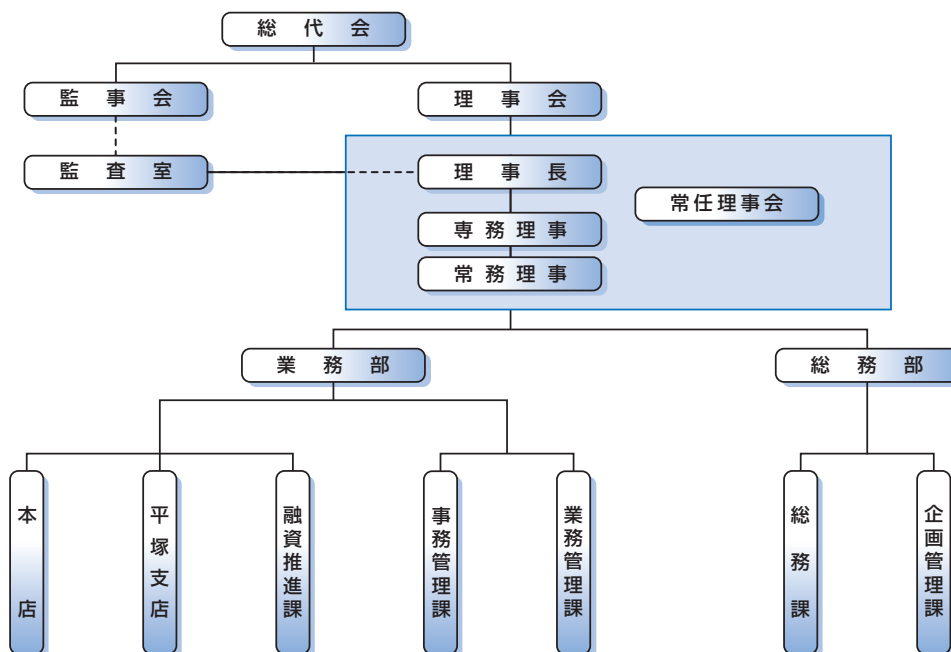
平成25年7月 役職員全体会議を開催し、コンプライアンス研修等を実施。

平成25年9月 「しんくみの日週間」で花の種2,000セット配布。

地域歯科医師会等への講演会の開催(平成25年度1回開催)。

事業の組織

(平成26年7月1日現在)



■総代会の仕組みと役割

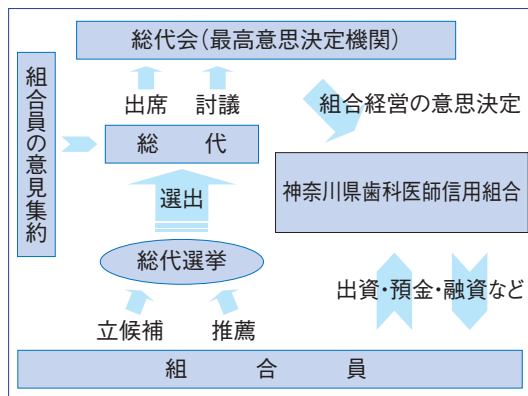
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員4,409名（平成26年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

また、当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続を経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、当組合の理事長が各地区（選挙区）内の組合員のうちから委嘱した選挙責任者及び選挙立会人各々一人以上から推薦された方もしくは自ら立候補した方の中から、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者、（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期、定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を、神奈川県歯科医師会の区分に準じた33地区とその他1地区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上120人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（平成26年3月末現在の組合員総数は4,409名）。

■総代会の決議事項等の議事概要

第64期通常総代会が、平成26年6月28日午後3時より、神奈川県歯科保健総合センター地下大会議室で開催されました。当日は総代120名のうち、出席71名（うち、委任状による代理出席18名）、議決権行使書による出席35名のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項

第64期（平成25年4月1日より平成26年3月31日まで）事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第64期剰余金処分案承認の件
第2号議案 第65期事業計画および収支予算案承認の件
第3号議案 組合員除名承認に関する件



■総代のご紹介（総代定数 100人以上、120人以内）

平成26年7月1日現在 【平成24年6月1日就任（任期3年）】

選挙区	総代定数	総代数	総 代 氏 名 (敬称略：五十音順)					
横浜 中	5名	5名	有馬 敬二 森田 稔彦	長谷川幸司 米今 豊秀	宮地 繁			
横浜 西	2名	2名	武内 春男	羽田 宣裕				
横浜 南	3名	3名	北詰 榮一	野呂 將洋	* 松沢 昭生			
横浜 港南	2名	2名	田川 攻	撫養 勉成				
横浜 磯子	2名	2名	浦 辰郎	神保 裕紀				
横浜 金沢	3名	3名	朝香 雅一	伊藤 昌夫	山口 東吾			
横浜 保土ヶ谷	3名	3名	伊藤 洋一	高江洲 尚	萩原 直行			
横浜 旭	3名	3名	五十川 隆	高本 重行	細谷 孝明			
横浜 戸塚	3名	3名	和泉 隆之	高松 太一	藤田 勝			
横浜 栄	1名	1名	小笠原正男					
横浜 泉	2名	2名	高橋 信人	渡瀬 孝彦				
横浜 瀬谷	1名	1名	小澤 操					
横浜 神奈川	4名	4名	藍原 繁樹 上田 譲	足立 武久	石丸 博之			
横浜 港北	5名	5名	續 宏之 山本 智彦	保刈 徳久 米山 敏之	松田 圭子			
横浜 緑	1名	1名	加藤 喜夫					
横浜 青葉	3名	3名	北野 道廣	佐氏 又英	関町 典利			
横浜 都筑	2名	2名	西村 聡	星川晃一郎				
横浜 鶴見	4名	4名	岩木 一晃 長崎 康俊	宇佐美貴弘	清水 政紀			

*印は物故者

選挙区		総代定数	総代数	総 代 氏 名					(敬称略：五十音順)	
川 崎		19名	19名	井田 晴夫	井田 満夫	宇都宮文児				
				遠藤 慶一	及川 栄郎	小川 淳				
				金井 久弥	斉藤 善司	榎 直幸				
				関矢 徹	高森 勝久	田中 修				
				玉置 和延	花村 裕之	堀 祐児				
				松山 知明	宮坂 和弘	森戸 弘行				
山内 典明										
横 須 賀		5名	5名	狩野 知也	佐久間博一	杉山 義祥				
				谷 繁信	中村 佳晃					
逗 葉		1名	1名	松岡 晃						
鎌 倉		3名	3名	島田 博	菅野 博幸	林 孝				
藤 沢		7名	7名	伊藤 保之	上田 千秋	片山 正昭				
				北村 隆行	児嶋 彰仁	鶴重 良太				
				宮杜 恭子						
大 和		3名	3名	大館 満	齊木 稔	本郷 農生				
茅 ヶ 崎		3名	3名	佐々木保博	鈴木 義博	三村 直士				
平 塚		5名	5名	荒井 正博	小林 通宏	鈴木 佑子				
				戸田 篤志	馬上富美男					
小 田 原		5名	5名	大橋利園子	杉山 健	高橋 諄吉				
				西山 俊夫	松尾 良平					
厚 木		3名	3名	鍵和田信二	水野 修	村山 正之				
海 老 名		1名	1名	山川 晃司						
相 模 原		8名	8名	相澤 恒	河原 武彦	小島 正裕				
				澤田 勝次	鈴木 豊	中山 栄一				
				松井 克之	八木 忠幸					
秦 野 伊 勢 原		3名	3名	宇山 武洋	大塚 哲也	守岡 憲二				
足 柄		1名	1名	檀山 義彦						
座 間		1名	1名	金井 雅仁						
そ の 他		3名	3名	池田 光雄	花木 隆之	横山 聡志				

貸借対照表 (単位:千円)

科 目	金 額	金 額
(資産の部)	平成24年度	平成25年度
現金	420,580	435,350
預 け 金	14,295,505	13,672,372
有 価 証 券	3,909,504	3,633,033
国 債	608,937	704,990
地 方 債	—	200,850
社 債	2,765,709	2,578,183
株 式	210	210
そ の 他 の 証 券	534,648	148,800
貸 出 金	19,903,025	20,348,511
手 形 貸 付	51,000	5,000
証 書 貸 付	19,595,220	20,091,385
当 座 貸 越	256,804	252,126
そ の 他 資 産	216,537	194,494
未 決 済 為 替 貸	3,802	7,789
全信組連出資金	124,100	124,100
前 払 費 用	7,851	6,709
未 収 収 益	49,985	34,934
そ の 他 の 資 産	30,798	20,961
有 形 固 定 資 産	340,297	329,701
建 物	123,624	116,281
土 地	201,007	201,007
リ ー ス 資 産	2,737	—
その他の有形固定資産	12,927	12,412
無 形 固 定 資 産	114,515	115,200
ソ フ ト ウ ェ ア	708	1,355
その他の無形固定資産	113,806	113,844
貸 倒 引 当 金	△203,675	△149,582
(うち個別貸倒引当金)	(△177,847)	(△133,346)
資 産 の 部 合 計	38,996,291	38,579,081

科 目	金	額
(負債の部)	平成24年度	平成25年度
預 金 積 金	37,216,817	36,758,382
当 座 預 金	44,316	46,865
普 通 預 金	13,839,553	13,886,365
貯 蓄 預 金	240,905	65,858
定 期 預 金	20,101,816	19,674,257
定 期 積 金	2,689,649	2,687,662
そ の 他 の 預 金	300,576	397,371
そ の 他 負 債	157,609	135,566
未 決 済 為 替 借	33,612	21,991
未 払 費 用	51,334	36,038
給 付 補 填 備 金	6,921	6,311
未 払 法 人 税 等	770	770
前 受 収 益	320	19
払 戻 未 済 金	18,814	22,288
職 員 預 り 金	38,766	35,803
リ ー ス 債 務	2,737	—
そ の 他 の 負 債	4,332	12,343
賞 与 引 当 金	25,198	23,993
退 職 給 付 引 当 金	138,795	147,164
役員退職慰労引当金	21,919	25,093
睡眠預金払戻損失引当金	2,597	3,460
偶 発 損 失 引 当 金	1,245	1,047
繰 延 税 金 負 債	19,366	22,470
再評価に係る繰延税金負債	23,288	16,259
負 債 の 部 合 計	37,606,839	37,133,437
(純資産の部)		
出 資 金	683,064	688,350
普 通 出 資 金	683,064	688,350
利 益 剰 余 金	621,262	656,816
利 益 準 備 金	369,773	370,822
その他利益剰余金	251,489	285,994
特 別 積 立 金	241,000	241,000
当期末処分剰余金	10,489	44,994
組 合 員 勘 定 合 計	1,304,327	1,345,167
その他有価証券評価差額金	50,562	58,885
土 地 再 評 価 差 額 金	34,561	41,590
評価・換算差額等合計	85,124	100,476
純 資 産 の 部 合 計	1,389,451	1,445,643
負債及び純資産の部合計	38,996,291	38,579,081

貸借対照表注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- | | |
|---|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 143百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 201百万円 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める路線価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | △38百万円 |
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 8年～60年 |
| その他 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生しては債務者（以下「破綻先」という）に係る債権

権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,085千円であります。

また、正常先及び要注先債権に係る信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、過去の実績に基づく将来の負担金支出見込額を引き当てしております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（混合型厚生年金基金）を採用しております。

当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額	321,338百万円
差引額	△782百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合（平成24年4月分～平成25年3月分） 0.279%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高31,358百万円及び別途積立金30,576百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金5百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の組合に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
13. 破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、過去の実績に基づく将来の負担金支出見込額で、正常先及び要注意先債権に係るものを貸倒引当金に63千円、破綻懸念先以下の債権に係るものを偶発損失引当金に1,047千円計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 91百万円
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
17. 有形固定資産の減価償却累計額 761百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は57百万円、延滞債権額は391百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対する有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は477百万円であります。
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 金融商品に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
23. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | 担保提供している資産 | 預け金 | 60百万円 |
|-----------------------|----------|----------------------------------|
| 担保資産に対応する債務 | 職員預り金 | 35百万円 |
| 上記のほか、公金取扱いのためにその他の資産 | 2,300千円、 | 為替取引のために預け金500百万円を担保として提供しております。 |
24. 出資1口当たりの純資産額は420円03銭であります。
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか業務部により行われ、また、定期的に経営陣による常任理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常任理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、資金運用委員会では、市場運用商品の購入検討を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は企画部を通じ、理事会及び常任理事会において定期的に報告されております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、当事業年度末現在9百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してありません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
26. 金融商品の時価等に関する事項
平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	13,672	13,691	19
(2) 有価証券	3,632	3,723	90
満期保有目的の債券	148	239	90
その他有価証券	3,484	3,484	—
(3) 貸出金(*1)	20,348		
貸倒引当金(*2)	△149		
	20,198	20,556	357
金融資産計	37,504	37,971	466
(1) 預金積金(*1)	36,758	36,778	20
金融負債計	36,758	36,778	20

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.～30.に記載しております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR,SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR,SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。
(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	0
全信組連出資金(*)	124
合 計	124

(※) 非上場株式及び全信組連出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	1 0 年 超
預け金	13,672	—	—	—
有価証券	100	1,100	1,900	600
満期保有目的の債券	—	—	—	300
その他有価証券のうち満期があるもの	100	1,100	1,900	300
貸出金(*)	1,965	6,542	4,995	6,151
合 計	15,738	7,642	6,895	6,751

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	1 0 年 超
預金積金(*)	28,658	8,082	17	—
職員預り金	35	—	—	—
合 計	28,694	8,082	17	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
そ の 他	148	239	90
合 計	148	239	90

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:百万円)
該当ありません。

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債 券	3,085	2,999	85
国 債	604	599	5
地 方 債	200	200	0
社 債	2,279	2,200	79
小 計	3,085	2,999	85

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	636,346	644,205
資金運用収益	578,553	547,801
貸出金利息	470,719	451,127
預け金利息	33,320	27,141
有価証券利息配当金	68,083	63,606
その他の受入利息	6,429	5,926
役務取引等収益	26,092	28,114
受入為替手数料	16,570	16,526
その他の役務収益	9,522	11,587
その他業務収益	29,233	39,922
国債等債券売却益	19,006	13,413
国債等債券償還益	—	13,572
その他の業務収益	10,226	12,936
その他経常収益	2,467	28,367
貸倒引当金戻入益	—	26,007
その他の経常収益	2,467	2,360
経 常 費 用	682,037	600,900
資金調達費用	42,113	34,476
預金利息	37,161	31,221
給付補填備金繰入額	3,685	2,573
その他の支払利息	1,266	682
役務取引等費用	60,634	58,368
支払為替手数料	11,264	11,516
その他の役務費用	49,370	46,852
その他業務費用	35	210
国債等債券売却損	—	203
その他の業務費用	35	6
経 費	521,490	505,798
人件費	345,742	330,197
物件費	170,883	170,798
税金	4,864	4,802
その他経常費用	57,762	2,046
貸倒引当金繰入額	55,155	—
その他の経常費用	2,607	2,046
経 常 利 益	△45,690	43,304

科 目	平成24年度	平成25年度
特 別 利 益	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	20,760	142
店舗統廃合に伴う減損損失	20,688	—
固定資産処分損	71	142
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	△66,450	43,161
法人税、住民税及び事業税	770	770
法 人 税 等 合 計	770	770
当 期 純 利 益	△67,220	42,391
繰越金(当期首残高)	77,710	2,602
当期末処分剰余金	10,489	44,994

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当りの当期純利益 12円18銭
3. 平成24年度の特別損失の「店舗統廃合に伴う減損損失」は、川崎支店及び相模原支店の本店及び平塚支店への統廃合に伴い、当該資産の使用価値を回収可能価額とみなし、残額を減損処理したものであります。
- 減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、建物14,858千円、その他有形固定資産1,202千円及びその他無形固定資産4,627千円であります。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当期末処分剰余金	10,489	44,994
剰 余 金 処 分 額	7,886	21,438
利益準備金	1,048	4,499
普通出資に対する配当金	6,837	6,939
	(年1%の割合)	(年1%の割合)
特 別 積 立 金	—	10,000
繰越金(当期末残高)	2,602	23,555

→ 6 ページの 続き

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株 式 債 権	0	0	—
国 債	398	402	△4
社 債	100	100	△0
小 計	298	302	△4
合 計	398	403	△4
合 計	3,484	3,402	81

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度における減損処理はありません。また、時価が取得原価と比べて30%以上下落した場合を「著しく下落した」と判断する基準としております。

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
616	13	0

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	(単位:百万円)			
	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 10 年 以 内	10 年 超
債 券	100	1,128	1,936	318
国 債	—	—	704	—
地 方 債	—	—	200	—
社 債	100	1,128	1,030	318
そ の 他	—	—	—	148
合 計	100	1,128	1,936	467

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,405百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)	
繰延税金資産	
繰越欠損金	290
貸倒引当金損金算入限度額超過額	22
貸出金償却損金算入限度額超過額	18
退職給付引当金損金算入限度額超過額	40
減価償却費損金算入限度額超過額	18
有価証券償却損金算入限度額超過額	41
その他	14
繰延税金資産小計	447
評価性引当額	△447
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
有価証券時価評価差額金	22
繰延税金負債合計	22

繰延税金負債の純額 22

(2) 「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.40%から27.62%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

経理・経営内容

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成24年度	平成25年度
人 件 費	345,742	330,197
報酬給料手当	279,102	264,947
退職給付費用	36,172	30,878
そ の 他	30,467	34,371
物 件 費	170,883	170,798
事 務 費	72,054	73,673
固 定 資 産 費	38,146	40,019
事 業 費	11,937	11,577
人 事 厚 生 費	3,302	2,759
有形固定資産償却	19,540	16,645
無形固定資産償却	95	362
そ の 他	25,807	25,761
税 金	4,864	4,802
経 費 合 計	521,490	505,798

粗利益

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
資 金 運 用 収 益	578,553	547,801
資 金 調 達 費 用	42,113	34,476
資 金 運 用 収 支	536,439	513,324
役 務 取 引 等 収 益	26,092	28,114
役 務 取 引 等 費 用	60,634	58,368
役 務 取 引 等 収 支	△34,542	△30,254
そ の 他 業 務 収 益	29,233	39,922
そ の 他 業 務 費 用	35	210
そ の 他 業 務 収 支	29,197	39,711
業 務 粗 利 益	531,095	522,781
業 務 粗 利 益 率	1.40 %	1.39 %

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(24年度、25年度ともにゼロ)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成24年度	平成25年度
受 取 利 息 の 増 減	△38,664	△30,751
支 払 利 息 の 増 減	△6,650	△7,636

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
役 務 取 引 等 収 益	26,092	28,114
受入為替手数料	16,570	16,526
その他の受入手数料	9,522	11,587
その他の役務取引等収益	—	—
役 務 取 引 等 費 用	60,634	58,368
支払為替手数料	11,264	11,516
その他の支払手数料	1,478	1,478
その他の役務取引等費用	47,892	45,373

業務純益

(単位：千円)

項 目	平成24年度	平成25年度
業 務 純 益	9,604	16,983

総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
総 資 産 経 常 利 益 率	△0.11	0.11
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△0.17	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.52	1.46
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.49	1.46
資 金 利 鞘 (a - b)	0.03	0.00

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	800,151	752,371	744,507	636,346	644,205
経 常 利 益	15,766	49,786	75,386	△45,690	43,304
当 期 純 利 益	13,764	47,813	72,832	△67,220	42,391
預 金 積 金 残 高	37,165,257	36,870,474	37,252,113	37,216,817	36,758,382
貸 出 金 残 高	22,716,802	22,449,012	20,964,280	19,903,025	20,348,511
有 価 証 券 残 高	5,770,657	5,675,691	4,989,332	3,909,504	3,633,033
総 資 産 額	38,903,164	38,653,880	39,075,259	38,996,291	38,579,081
純 資 産 額	1,300,871	1,353,657	1,448,746	1,389,451	1,445,643
自己資本比率(単体)	5.78 %	6.04 %	6.64 %	6.38 %	6.39 %
出 資 総 額	622,258	635,840	676,852	683,064	688,350
出 資 総 口 数	3,111,293 □	3,179,203 □	3,384,263 □	3,415,323 □	3,441,753 □
出資に対する配当金	6,106	6,214	6,594	6,837	6,939
常 勤 役 職 員 数	49 人	47 人	45 人	43 人	42 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実の状況

(単位:百万円)

項 目	平成24年度
(自 己 資 本)	
出 資 金	683
非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	370
特別積立金	241
繰越金(当期末残高)	2
そ の 他	—
自己優先出資(△)	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損(△)	—
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
基本的項目(A)	1,297
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	26
一般貸倒引当金	25
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額(△)	—
補完的項目(B)	51
自己資本総額(A)+(B)=(C)	1,349
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	—
控除項目不算入額(△)	—
控除項目計(D)	—
自己資本額(C)-(D)=(E)	1,349
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス)項目	20,070
オフ・バランス取引等項目	—
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,047
リスク・アセット等計(F)	21,117
単体Tier1比率(A/F)	6.14%
単体自己資本比率(E/F)	6.38%

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,338	
うち、出資金及び資本剰余金の額	688	
うち、利益剰余金の額	656	
うち、外部流出予定額(△)	6	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	26	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	1,380	
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	83
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	83
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	1,380	
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	20,584	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△759	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	83	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△900	
うち、上記以外に該当するものの額	57	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	995	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	21,579	
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	6.39%	

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2.「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、平成26年3月30日までの間は、平成24年金融庁告示第56号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおりです。一百万円

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	148	240	92	148	239	90
	小 計	148	240	92	148	239	90
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	200	0	—	—	—
	そ の 他	185	175	△10	—	—	—
	小 計	385	375	△10	—	—	—
合 計		534	616	81	—	—	—

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	2,897	2,804	93	3,085	2,999	85
	国 債	608	604	4	604	599	5
	地 方 債	—	—	—	200	200	0
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,288	2,199	88	2,279	2,200	79
	そ の 他	200	200	0	—	—	—
	小 計	3,097	3,004	93	3,085	2,999	85
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	277	300	△23	398	402	△4
	国 債	—	—	—	100	100	△0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	277	300	△23	298	302	△4
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	277	300	△23	398	403	△4
合 計		3,374	3,304	69	3,484	3,402	81

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式	0		0	
全信組連出資金	124		124	
合 計	124		124	

金 銭 の 信 託

該当ありません。

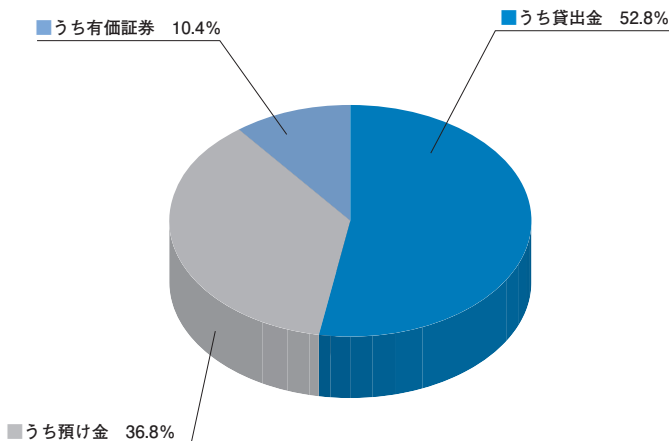
経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	24年度	37,911 百万円	578,553 千円	1.52 %
	25年度	37,516	547,801	1.46
	うち			
	貸 出 金	24年度 20,592	470,719	2.28
		25年度 19,779	451,127	2.28
	う			
	預 け 金	24年度 12,620	33,320	0.26
		25年度 13,741	27,141	0.19
	う			
	有 価 証 券	24年度 4,574	68,083	1.48
		25年度 3,872	63,606	1.64
資 金 調 達 勘 定	24年度	37,010	42,113	0.11
	25年度	36,746	34,476	0.09
	う			
	預 金 積 金	24年度 36,966	40,846	0.11
		25年度 36,708	33,794	0.09
	う			
	譲 渡 性 預 金	24年度 —	—	—
		25年度 —	—	—
う	借 用 金	24年度 —	—	—
		25年度 —	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(24年度57百万円、25年度62百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(24年度、25年度ともにゼロ)及び利息(24年度、25年度ともにゼロ)を、それぞれ控除して表示しております。

資金運用勘定の平均残高



その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度
国債等債券売却益	19	13
国債等債券償還益	—	13
その他の業務収益	10	12
その他業務収益合計	29	39

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度
預 貸 率	(期 末) 53.47	55.35
	(期中平均) 55.70	53.88
預 証 率	(期 末) 10.50	9.88
	(期中平均) 12.37	10.54

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(平残ベース)(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	9,241	9,177
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	5,148	4,944

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(平残ベース)(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
常勤役職員1人当りの預金残高	840	874
常勤役職員1人当りの貸出金残高	468	470

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	13,589	36.8	14,215	38.7
定 期 性 預 金	23,376	63.2	22,492	61.3
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	36,966	100.0	36,708	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	28,787	77.4	28,522	77.6
法 人	8,429	22.6	8,235	22.4
一 般 法 人	8,388	22.5	8,205	22.3
金 融 機 関	37	0.1	27	0.1
公 金	3	0.0	2	0.0
合 計	37,216	100.0	36,758	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度
財 形 貯 蓄 残 高	57	43

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
固 定 金 利 定 期 預 金	20,101	19,674
変 動 金 利 定 期 預 金	0	0
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	20,101	19,674

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	45	0.2	44	0.2
証 書 貸 付	20,164	97.9	19,457	98.4
当 座 貸 越	382	1.9	277	1.4
合 計	20,592	100.0	19,779	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	平成24年度	—	—	608	—
	平成25年度	—	—	704	—
地 方 債	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	200	—
短 期 社 債	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—
社 債	平成24年度	201	1,120	1,031	411
	平成25年度	100	1,128	1,030	318
株 式	平成24年度	—	—	—	0
	平成25年度	—	—	—	0
外 国 証 券	平成24年度	200	—	—	334
	平成25年度	—	—	—	148
その他の証券	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—
合 計	平成24年度	401	1,120	1,640	746
	平成25年度	100	1,128	1,936	467

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	76	0.4	220	1.1
金融業、保険業	100	0.5	100	0.5
不 動 産 業	114	0.6	105	0.5
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	8,930	44.8	9,560	47.0
その他のサービス	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	42	0.2	40	0.2
小 計	9,263	46.5	10,026	49.3
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,639	53.5	10,321	50.7
合 計	19,903	100.0	20,348	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	605	13.2	752	19.4
地 方 債	76	1.7	45	1.2
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	2,767	60.5	2,745	70.9
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	1,123	24.6	328	8.5
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	4,574	100.0	3,872	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成24年度	1,236	6.2	—
	平成25年度	1,089	5.4	—
有 価 証 券	平成24年度	—	—	—
	平成25年度	—	—	—
動 産	平成24年度	—	—	—
	平成25年度	—	—	—
不 動 産	平成24年度	15,955	80.2	—
	平成25年度	16,346	80.3	—
そ の 他	平成24年度	—	—	—
	平成25年度	—	—	—
小 計	平成24年度	17,192	86.4	—
	平成25年度	17,435	85.7	—
信用保証協会・信用保険	平成24年度	1,509	7.6	—
	平成25年度	1,329	6.5	—
保 証	平成24年度	1,068	5.4	—
	平成25年度	1,334	6.6	—
信 用	平成24年度	132	0.6	—
	平成25年度	248	1.2	—
合 計	平成24年度	19,903	100.0	—
	平成25年度	20,348	100.0	—

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
固 定 金 利 貸 出	7,426	7,523
変 動 金 利 貸 出	12,476	12,824
合 計	19,903	20,348

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	1,667	17.4	2,020	21.0
住 宅 ロ ー ン	7,939	82.6	7,590	79.0
合 計	9,606	100.0	9,610	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	5,917	29.7	5,808	28.5
設 備 資 金	13,985	70.3	14,539	71.5
合 計	19,903	100.0	20,348	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成24年度		平成25年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	25	0	16	△9
個 別 貸 倒 引 当 金	177	△47	133	△44
貸 倒 引 当 金 合 計	203	△46	149	△54

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	134	45	88	134	100.00
	平成25年度	94	37	56	94	100.00
危険債権	平成24年度	336	162	89	251	74.73
	平成25年度	354	201	76	277	78.35
要管理債権	平成24年度	3	1	0	1	61.13
	平成25年度	28	28	0	28	100.00
不良債権計	平成24年度	474	210	177	387	81.83
	平成25年度	477	266	133	400	83.93
正常債権	平成24年度	19,444				
	平成25年度	19,881				
合 計	平成24年度	19,919				
	平成25年度	20,358				

不良債権比率	
平成24年度	平成25年度
2.38	2.34

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	平成24年度	92	5	86
	平成25年度	57	0	56
延滞債権	平成24年度	379	202	91
	平成25年度	391	237	76
3か月以上延滞債権	平成24年度	—	—	—
	平成25年度	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成24年度	3	1	0
	平成25年度	28	28	0
合 計	平成24年度	474	210	177
	平成25年度	477	266	133

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令遵守の体制

【法令等遵守体制】

当組合の経営理念に基づき、社会的責任と公共的使命を発揮することにより、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保するためコンプライアンス・マニュアルを制定しております。また、同マニュアルには行動綱領および法令等遵守基本方針を規定し、役職員への周知徹底を図っております。尚、行動綱領には次の行動指針を制定しております。

1. 信用組合の公共的使命
2. キメ細かい金融サービスの提供
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 職員の人権の尊重等
6. 環境問題への取り組み
7. 社会貢献活動への取り組み
8. 反社会的勢力との関係遮断

コンプライアンス態勢の運営にあたっては、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門を設置し、各部署に配置するコンプライアンス担当者が法令及び各規程に違反する言行等がないかをチェックし、その状況について理事会及び監事会に報告を行っています。

また、役職員については、定期的に研修を行い、適正なコンプライアンス態勢の整備に努めています。

【顧客保護管理】

顧客保護管理体制の確立のために平成19年10月に「顧客保護等管理方針」をホームページに公表するとともに、顧客保護(利用者保護)に関しての管理徹底に努めております。

※尚、上記方針については「しかしんホームページ」をご覧ください。
(<http://www.shikashin.co.jp>)

【反社会的勢力に対する基本方針】

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 決定時期と支払時期

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	32

注1. 対象役員に該当する理事は2名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」31百万円、「退職慰労金」0.9百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを巻き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足いただけるよう、お取引に係る相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。お申し出は、「お取引先店舗」または「お客様相談室」をご利用ください。

お客様相談室(企画管理課)

住 所 横浜市中区住吉町6-68-2

電話番号 045-641-2904

受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

尚、苦情等対応手続については、「しかしんホームページ」をご覧ください。

(<http://www.shikashin.co.jp>)

●紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。

横浜弁護士会 紛争解決センター(電話:045-211-7716)

【窓口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

住 所 〒104-0031東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)

受 付 日 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

電 話 03-3567-2456

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普 通 出 資	①発行主体： 神奈川県歯科医師信用組合
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額： 688百万円

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本比率は、国内基準の4パーセントを上回っています。また、Tier1比率についても4パーセントを上回っており、経営の健全性・安全性を保っているものと評価しております。

将来の自己資本充実策については、中期経営計画及び年度ごとに掲げる事業計画に基づいた営業推進活動と経費削減効果から得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管 理 体 制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、リスク管理委員会や貸出債権管理委員会と協議検討を行い、必要に応じて常任理事会や理事会といった経営陣に対する報告をする態勢を整備しております。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分の管理、及び与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

信用リスクの計測方法として、当組合は「標準的手法」を採用し、保有するエクスポージャーに対して適切なリスク・ウェイトを適用しています。なお、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

(株) 格付投資情報センター (R&I)、(株) 日本格付研究所 (JCR)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシーズ (S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の仕分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失(信用リスク)を受けることを軽減するために、取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等が該当し、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、組合が定める「融資事務規程」等により、適切な事務取り扱い及び適正な担保評価を行っております。

また、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅡで定められている信用リスク削減方法は、適格担保として自組合預金積金、保証として信用保証協会保証、民間保証会社の保証等が該当いたします。そのうち保証に関する信用度の評価については信用保証協会保証は政府保証と同様に、民間保証会社は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、一顧客に対しての貸出金限度額を定めて特定顧客への集中とならないよう管理するとともに、小口多数取引を推進してリスクの分散を図っております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

経営内容

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外部事象の発生によって生じる損失に係るリスクをいいます。
管理体制	当組合では、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであると認識し、「統合的リスク管理方針」・「統合的リスク管理規程」のもとに「事務リスク管理規程」および「システムリスク管理規程」を整備し、リスク管理委員会を設置して適正なリスク管理に努めています。 また、必要に応じて常任理事会や理事会といった経営陣に対する報告をする態勢を整備しております。
評価・計測	事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務手順書」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには相互牽制によるチェックを行い、事務処理の状況については、監査部による内部監査を予告なしで各部署に対して実施する等、正確性の確保と事故・不正防止に努めております。 また、システムリスク管理については、セキュリティ管理者およびシステム管理者を設置し、主要なコンピュータシステムは、信用組合のネットワークシステムである信組情報サービス株のSKCセンターオンラインシステムに加盟し、リスクの分散を図る等万全の体制を整えております。 その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢に努めております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

当組合の「出資等エクスポージャー」

(単位:千円)

全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	出 資 金	124,100
信 組 情 報 サ ー ビ ス 株 式 会 社	株 式	200
し ん く み 総 合 サ ー ビ ス 株 式 会 社	株 式	10

なお、上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	銀行勘定の金利リスクを定期的に計測及び評価を行うほか、有価証券については管理分析システムによるVaRを算出し、その結果をリスク管理委員会で協議検討をするともに、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。また、「統合的リスク管理方針」・「統合的リスク管理規程」のもとに「信用リスク管理規程」・「市場リスク管理規程」を整備し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法
 - 預貸金、有価証券ともに「金利更改ラダー」
- ・コア預金
 - 対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
 - 算定方法：①過去5年の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高
③現残高の50%相当額
以上の3つのうち最小の額を上限
 - 満 期：5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応資産・負債
 - 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅
 - 1%タイル、99%タイル値
- ・リスク計測の頻度
 - 四半期毎

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	3	9

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…P.16をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	20,070	802	20,584	823
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	20,070	802	21,340	853
(i) ソブリン向け	198	7	242	9
(ii) 金融機関向け	3,599	143	2,754	110
(iii) 法人等向け	1,759	70	1,938	77
(iv) 中小企業等・個人向け	2,291	91	2,855	114
(v) 抵当権付住宅ローン	866	34	788	31
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	73	2	3	0
(viii) 出資等			0	0
出資等のエクスポージャー			0	0
重要な出資のエクスポージャー			—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			1,500	60
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			124	4
(xi) その他	11,280	451	11,135	445
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			141	5
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△900	△36
⑤ CVA リスク相当額を8%で除して得た額			—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー			—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	1,047	41	995	39
ハ.単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	21,117	844	21,579	863

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度		
国	内	38,572	38,498	19,903	20,348	3,281	3,402	—	—	142	62
国	外	534	148	—	—	534	148	—	—	—	—
地 域 別 合 計		39,106	38,647	19,903	20,348	3,815	3,551	—	—	142	62
製 造 業		178	300	—	—	178	300	—	—	—	—
農 業 、 林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	100	—	—	—	100	—	—	—	—
建 設 業		100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		100	201	—	—	100	201	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業		375	320	76	220	299	100	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業		1,300	700	100	100	1,200	600	—	—	—	—
不 動 産 業		314	305	114	105	199	200	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業		—	100	—	—	—	100	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		8,930	9,560	8,930	9,560	—	—	—	—	142	62
そ の 他 の サ ー ビ ス		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業		142	40	42	40	100	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		1,537	1,749	—	—	1,537	1,749	—	—	—	—
個 人		10,639	10,321	10,639	10,321	—	—	—	—	—	—
そ の 他		15,387	14,747	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		39,106	38,647	19,903	20,348	3,815	3,551	—	—	142	62
1 年 以 下		15,997	14,778	14,359	14,128	1,638	649	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		4,757	5,219	4,457	4,719	300	500	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		1,225	1,304	438	702	787	601	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		402	1,175	202	375	199	800	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		850	903	160	203	690	699	—	—		
10 年 超		343	415	143	115	200	300	—	—		
期間の定めのないもの		141	102	141	102	—	—	—	—		
そ の 他		15,387	14,747	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		39,106	38,647	19,903	20,348	3,815	3,551	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」における業種別残高のうち、「医療、福祉」に分類される業種であっても用途が個人消費、個人住宅等に該当するものは「個人」欄の期末残高に含めて集計しております。
7. 残存期間別期末残高のうち金利が変動するものは、決められた金利の更改時期までを残存期間として集計しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.12の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	225	203	60	17	101	28	6	43	177	149	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	225	203	60	17	101	28	6	43	177	149	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	1,416	—	1,475
10%	—	1,268	—	1,208
20%	15,095	303	14,017	307
35%	—	2,457	—	2,236
50%	780	83	826	57
75%	—	3,763	—	4,462
100%	427	13,453	348	13,689
150%	—	55	—	2
250%	—	—	—	15
1,250%	—	—	—	—
合 計	16,303	22,803	15,192	23,455

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,230	1,084	78	66	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

経 営 内 容

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	124	—	124	—
合 計	124	—	124	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。(現在、投資信託は保有しておりません。)

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評 価 損 益	50	58

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

そ の 他 業 務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第64期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月30日

神奈川県歯科医師信用組合

理事長 後藤 哲哉 (印)

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「公認会計士田中宏征事務所」の監査を受けております。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
合 計	—	—

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		平成24年度		平成25年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	38,071	20,016	38,643	22,021
	他の金融機関から	71,164	34,467	71,257	34,191
代金取立	他の金融機関向け	10	0	2	0
	他の金融機関から	—	—	—	—

手数料一覧

(平成26年4月1日現在)

振込	窓口等	金 額	定例送金	窓口扱い	
		5万円未満	432円	432円	
		5万円以上	432円	648円	
	ATM	金 額	キャッシュカード	現 金	
		5万円未満	216円	324円	
		5万円以上	432円	540円	
	インターネットバンキング	金 額	端末機器使用		
		5万円未満	216円		
		5万円以上	432円		
	振込組戻料				648円
代金取立		至急扱い		864円	
		普通扱い		648円	
当組合内	振込・送金・代金取立				無 料
種 類					料 金
当座預金	小切手帳	1冊(50枚)			1,080円
	約束手形	1枚につき			324円
	マル専手形	1枚につき			324円
通帳証書等再発行					1,080円
カード再発行					1,080円
証明書発行手数料	各証明書	1通			324円
	特殊証明書	1通			1,080円
	コム	1ヶ月につき			1,080円
CD・ATM手数料(払戻1回につき) ※手数料返戻サービス (当組合の組合員の方が支払われた手数料は、翌月お口座にお返しいたします。)		他金融機関利用の場合			料 金
		平日18時まで(土曜14時まで)			108円
		平日18時以降(土曜14時以降)			216円
		日曜・祝日・年末(17時まで)			216円
		当組合利用の場合(全店)			無 料
両替手数料(含、金種指定による預金からのお引き出し)					1回につき
お取扱枚数			手 数 料		
1枚～ 50枚			108円		
51枚～ 100枚			216円		
101枚～ 500枚			324円		
501枚～1000枚			648円		
1001枚以上			500枚毎に324円を加算		

(注)1. 「ご希望金種の枚数」と「ご持参現金の枚数」のいずれか多い方を基準とします。

2. 同一金種の交換(新券、損金への交換)及び記念硬貨への交換は手数料はかかりません。

(注) 1. 「ご希望金種の枚数」と「ご持参現金の枚数」のいずれが多い方を基準とします。
2. 同一金種の交換(新券、損金への交換)及び記念硬貨への交換は手数料はかかりません。

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

主要な事業の内容

預金業務

- 当座預金 ●普通預金 ●貯蓄預金
- 納税準備預金 ●総合口座 ●スーパー定期積金
- スーパー定期預金 ●据置期間後解約自由定期預金
- 大口定期預金 ●変動金利定期預金
- 期日指定定期預金 ●積立定期預金 ●財形貯蓄預金

◎保険診療報酬の振込(口座自動振替・会費等自動引落等)

融資業務

- 消費ローン ●事業ローン
- 川崎市医療施設整備資金 ●小規模企業共済融資
- 管財融資 ●独立行政法人福祉医療機構医療貸付資金
- 県中小企業制度融資 ●医療整備ローン
- 学資ローン「はばたき」 ●住宅ローン
- カードローン「アシスト200」 ●オートローン
- 歯科医師フリーローン
- 歯科医師限定カードローン「アラカルト」

◎組合員ご加入のお願い

当組合は出資金を運営の資本とし、組合員の相互扶助を目的とした協同組合です。より幅広いお取引引きのため、1万円からのご出資を是非お願い申し上げます。

サービス業務

- インターネットバンキングサービス
- 決済用預金(無利息型普通預金)
- ATMで暗証番号変更
- 年金自動受取り
- 内国為替サービス
- クレジット・サービス
- キャッシュカード・サービス(デビットカード)
- 統合ATMスイッチングサービスに基づく相互入金業務

《自動機器設置状況》ATM(現金自動預払機) 本店(県歯会館内) 1台
平塚支店 1台

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は神奈川県歯科医業関係者を組合員とする業域信用組合であり、組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。金融業務を通じて組合員の歯科医業経営に関する事業の発展に寄与しており、ひいては県内住民の歯科医療および健康管理に貢献しております。

融資を通じた地域貢献

貸出金について【地域（業域）への資金供給の状況】

【貸出金残高20,348百万円】平成26年3月末

(単位:百万円)

	先	数	残	高
個	人	937	18,295	
個	人	144	2,828	
事	業	793	15,467	
法	人	113	2,052	
法	人	112	1,952	
地	公	1	100	
合	計	1,050	20,348	

制度融資・種類	先	数	残	高
医療施設整備資金 (神奈川県・川崎市)	50		119	
管財融資 (契約地域歯科医師会)	19		30	
消費者ローン	552		2,020	
住宅ローン	335		7,590	

【制度融資等のご説明】

◇川崎市医療施設整備資金

診療施設等改善資金として、川崎市との協定により当組合の資金を低利でご融資する制度です。

◇管財融資

地域歯科医師会からの預託金に当組合資金を同額加えてご融資する制度で、現在、川崎・藤沢・平塚・小田原・海老名・相模原・戸塚・泉・大和・厚木の各地域歯科医師会と協定し実施しています。

◇県中小企業制度融資

経営安定融資、無担保クイック保証融資等神奈川県信用保証協会の保証による県の制度融資です。

取引先への支援状況等

当組合では取引先への経営改善支援策として業務管理課に経営相談窓口を設置し、要注意債権等の健全化および不良債権の新規発生防止のための体制整備に努めています。また、経営改善を必要としている取引先(21先)について、経営改善計画および支援方針を決定し、経営改善のノウハウ等の提供を行っています。

業界へのサービスの充実

◆手数料返戻サービス

当組合の組合員の方が、他の金融機関のATMをご利用し、お支払いになった利用手数料は当組合が全額負担し、翌月まとめてお客様の口座へお戻ししております。

◆無料税務相談

当組合では、顧問税理士により毎月第1木曜日に本店にて、医院経営・贈与・不動産・その他資産に関する税務相談を実施しております。ご希望の方はお気軽にご相談下さい。

◆経営相談窓口

当組合では、お客様の経営相談、経営支援のため相談窓口を開設しておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

◆苦情相談窓口

当組合では、お客様のご意見、ご要望、苦情等を大切に、より良い組合作りのためにお客様相談室を開設しておりますので、どうぞお気軽にご利用下さい。

◆情報提供活動

当組合では、神奈川県歯科医師会発行の季刊誌「歯界季報」(年2回発行)の紙面に、組合の情報を掲載するとともに、渉外担当者により、ディスクロージャー誌の配布を行っております。

この他、ご要望により会合等で「組合の現状」をご説明致しております。

また、当組合では、ホームページ(<http://www.shikashin.co.jp>)を開設しておりますので、どうぞご覧下さい。

文化的・社会的貢献に関する活動

平成25年 6月 神奈川県歯科医師会野球大会への協賛

平成25年10月 神奈川県歯科医師親善ゴルフ大会への協賛

平成25年10月 神奈川県歯科医師テニス大会への協賛

企業の社会的責任(CSR)について

当組合では、歯科業界との共存・共栄を目指し、歯科医師並びにその関係者の皆様の経済活動の促進、また経済的地位の向上を図ることを経営理念に掲げ、CSR(企業(組合)の社会的責任)の考え方と共通する経営姿勢のもとに歩んでおります。

当組合はこの精神を基本に、組合員の皆様と一体となり業域の一員として金融業による社会貢献活動を踏まえた、地域社会の歯科保健医療の向上による社会貢献を担うものと考えます。

また、信用組合業界では、平成14年度から9月3日を「しんくみの日」、9月1日から7日を「しんくみの日週間」と定め、地域・業域に根ざした社会貢献活動を行っています。当組合においても、この期間に全4店舗で花の種2,000セットを配布し「花いっぱい運動」を実施しています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位: 先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)				経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
		αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 (β)	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 (γ)	αのうち再生計画を 策定した先数 (δ)			
1,055	21	0	16	15	2.0	0	71.4

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は平成25年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますがβには含んでおりません。

5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応いたします。貸付条件変更等のお申込みに際しては、他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組への積極的な支援を実施いたします。お客様の抱える問題や課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

経営支援の取組みにあたっては営業店を相談窓口とするほか、業務部業務管理課を担当部署として設置しており、業域金融機関としての態勢整備に努めております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合における創業支援に関しては、対象が歯科医院の開設に限定されることから、将来開業が見込まれる勤務医や研修医に対して講演や開業セミナーなどに参加し資金計画や成功・失敗事例などを紹介しています。

また、開業している歯科医院に向けて、県内の歯科医院の経済的環境や業況を参考とした経営改善のコンサルティングを行っております。これは各地域において講演会等を開催している中で、相談や経営支援の要望も増加していることや、経営支援の成果として改善が図られた事例もあることから、今後も取組みを継続していくものです。

●創業・新規事業開拓の支援

経営相談において、資金計画書のポイントや新規開業時の失敗事例を紹介しております。

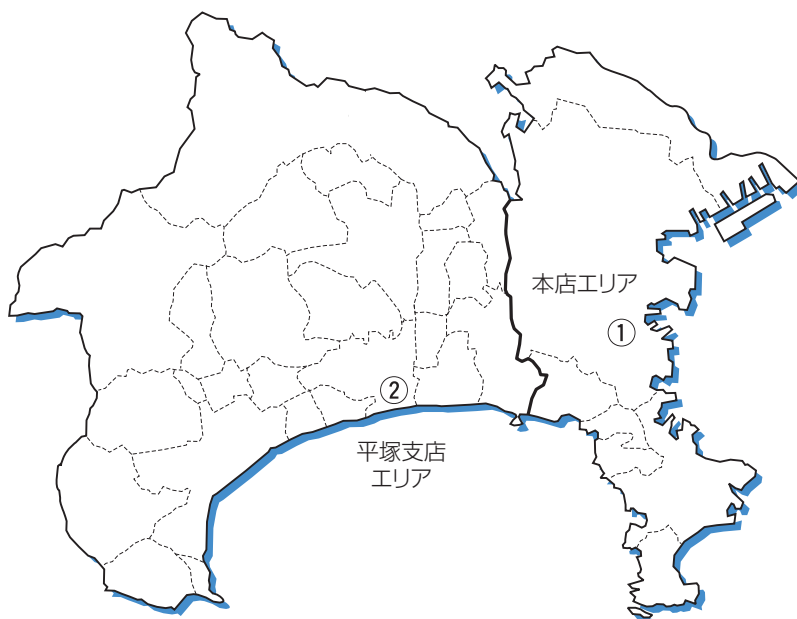
●成長段階における支援

当組合における顧客は、ほぼ歯科医業の個人事業に限定されており、成長段階における支援においてビジネスマッチングや動産担保融資などの取組事例はありません。当組合の持つ歯科医院の財務分析データの蓄積結果をもとに、経営指標を比較して問題点や優位性の部分をアドバイスすることで単一業種を対象とする金融機関ならではの支援に取組んでおります。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善支援先21先に対して支援方針を決定し経営改善のノウハウ及びスキルの提供を行っています。

今までの総数は55先となり内13先がランクアップしております。



店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)

店名	住所	電話	ATM
①本店	〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2	(045)641-2904	1台
②平塚支店	〒254-0035 平塚市宮の前9-5	(0463)23-4928	1台

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」・「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ ご あ い さ つ	2	30. 経 費 の 内 訳	8	57. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*	13
【概況・組織】		31. 総資産経常利益率*	8	(1) 破綻先債権	
1. 事業方針	3	32. 総資産当期純利益率*	8	(2) 延滞債権	
2. 事業の組織	3	【預金に関する指標】		(3) 3か月以上延滞債権	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	2	33. 預金種目別平均残高*	11	(4) 貸出条件緩和債権	
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	24	34. 預金者別預金残高*	11	58. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	13
5. 自動機器設置状況	24	35. 財形貯蓄残高*	11	59. 自己資本の充実の状況(自己資本比率明細)*	9
6. 地区一覧	24	36. 常勤役員1人当り預金残高*	11	60. 有価証券、金銭の信託等の評価*	10
7. 組合員数	2	37. 1店舗当り預金残高*	11	61. 外貨建資産残高	取扱いなし
8. 子会社の状況	該当なし	38. 定期預金種類別残高*	11	62. オフバランス取引の状況	該当なし
【主要事業内容】		【貸出金等に関する指標】		63. 先物取引の時価情報	該当なし
9. 主要な事業の内容*	21	39. 貸出金種類別平均残高*	12	64. オプション取引の時価情報	取扱いなし
【業務に関する事項】		40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	12	65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	12
10. 事業の概況*	3	41. 貸出金金利区分別残高*	12	66. 貸出金償却の額*	12
11. 経常収益*	8	42. 貸出金使途別残高*	12	67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	20
12. 業務純益*	8	43. 貸出金業種別残高・構成比*	12	68. 会計監査人による監査*	20
13. 経常利益(損失)*	8	44. 預貸率(期末・期中平均)*	11	【その他の業務】	
14. 当期純利益(損失)*	8	45. 消費者ローン・住宅ローン残高*	12	69. 内国為替取扱実績	21
15. 出資総額、出資総口数*	8	46. 代理貸付残高の内訳	21	70. 外国為替取扱実績	取扱いなし
16. 純資産額*	8	47. 常勤役員1人当り貸出金残高*	11	71. 公共債償還実績	取扱いなし
17. 総資産額*	8	48. 1店舗当り貸出金残高*	11	72. 公共債引受額	取扱いなし
18. 預金積金残高*	8	【有価証券に関する指標】		73. 手数料一覧	21
19. 貸出金残高*	8	49. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	【その他】	
20. 有価証券残高*	8	50. 有価証券の種類別平均残高*	12	74. トピックス	3
21. 単体自己資本比率*	8	51. 有価証券種類別残存期間別残高*	12	75. 当組合の考え方	3
22. 出資配当金*	8	52. 預証率(期末・期中平均)*	11	76. 沿革・歩み	2
23. 常勤役員数*	8	【経営管理体制に関する事項】		77. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
【主要業務に関する指標】		53. 法令遵守の体制*	14	78. 総代会について	4
24. 業務粗利益及び業務粗利益率*	8	54. リスク管理体制*	15.16	79. 報酬体系について	14
25. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支*	8	資料編	17.18.19.20	【地域貢献に関する事項】	
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*	8.11	55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	14	80. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)	22
27. 受取利息、支払利息の増減*	8	【財産の状況】		81. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	23
28. 役員取引の状況	8	56. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書*	5.6.7		
29. その他業務収益の内訳	11				



神奈川県歯科医師信用組合

《<http://www.shikashin.co.jp>》

〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 TEL045(641)2904(代)